

セグメント情報開示専門委員会での主な検討事項

【論点１】セグメント情報開示の基本的な考え方

米国 SFAS 第 131 号及び IFRS 第 8 号のマネジメント・アプローチのメリット・デメリットと採用の是非

基本方針として、マネジメント・アプローチを採用することとし、その中で、マネジメント・アプローチのメリット・デメリットも考慮しつつ、日本基準の見直しを検討するという点でどうか。

（専門委員会での意見）

- ・ 企業経営者の視点で見ることができる等のメリットもあり、マネジメント・アプローチの採用に賛成する。

【論点２】セグメント単位の定義・決定方法（事業セグメントの決定）

（事業セグメントの３要件について）

事業セグメントとはならない企業の構成要素の存在

- ・ IFRS、SFAS と同様に必ずしも企業の全ての構成要素が事業セグメントとなるわけではないとの記述を行うことでよいか。
- ・ 退職後給付制度などを事業セグメントとしないケースとして例示することは適切か。

（専門委員会での意見）

- ・ 証券投資等の損益を別のセグメントとして管理している企業があれば、それを開示すればよく、企業の管理に用いている情報をそのまま出すことが意図されている。そのため、例示であっても、不要。

事業セグメントの要件

- ・ IFRS、SFAS での事業セグメントの３要件は日本基準として適切か。他にないか。
- ・ 「最高経営意思決定者（the chief operating decision maker=CODM）」「資源配分」「業績評価」についての具体的な記述は必要ないか。

（専門委員会での意見）

- ・ 「最高経営意思決定者」の説明は必要かもしれないが、「資源配分」や「業績評価」については、経営者の主観であるので、特に記載しなくてもよいのでは。
- ・ コンバージェンスを意識するのであれば、要件は上記の３つでよいのでは。

「分離した財務情報」について、具体的な要件を設ける必要はないか。

（専門委員会での意見）

- ・ セグメントの区分をマネジメント・アプローチとし、財務情報を GAAP ベースとすることも検討の余地はあるが、企業の作成の手間、それに費用の配分のことを考えると、GAAP ベースというのはどうなのか。国際的な会計基準はどちらかと言えば、管理情報に近いものを想定していると考えられる。

- ・ 企業がどのような情報で管理しているのか、それを開示すべきである。GAAP ベースの開示について触れるにしても、「GAAP ベースの数値が望ましい。」程度の定めにするべきである。
- ・ GAAP ベースによる情報を開示するのであれば、「全社又は消去」のような区分を設ける必要がある。こうした区分が想定されていないのであれば、GAAP ベースはおかしい。
- ・ 資産情報は把握していない会社も多い。マネジメントに開示するかどうかは任せるべきではないか。

（個別事項）

CODM が複数のセグメント情報を使用している場合の優先順位

- ・ IFRS、SFAS と同様に、セグメント管理者の存在、取締役会に提出される情報等の要素を基準に単一の組合せを識別するというのでよいか。

マトリックス組織構成となっている場合の取扱い

- ・ IFRS と同様に基本原則に立ち返っていずれを事業セグメントとするか決定するというのでよいか。（SFAS では製品・サービス別の区分を優先している。）

（専門委員会での意見）

- ・ マトリックス組織の場合も含め、年に 1 回は地域別の情報も開示して欲しいがどうか。
- ・ マネジメント・アプローチの趣旨から、スタッフ提案でもある IFRS 第 8 号の取扱いを推す。

垂直的に統合した企業

- ・ 企業の他の事業セグメントに販売する構成要素も事業セグメントになるという IFRS、SFAS の取扱いでよいか。

企業グループ全体について連結事業部制を採用していない場合の取扱い

- ・ 子会社を直接管理している場合は、子会社 1 社単位を事業セグメントとするというのでよいか。この結果、事業セグメント数が膨大になる場合は、集約基準により

集約され、適切なセグメント数になることを想定するというだけでよい。

- ・ 子会社でありながら、業績評価等の管理がされていない子会社は、事業セグメントを構成しないということだけでよい。尤も、子会社は親会社に支配されている会社であるとすれば、このようなケースは稀であると考えられるがどうか。

CODM が使用する情報と GAAP ベースの財務情報が乖離している場合の取扱い

- ・ GAAP ベースと内部管理の財務情報が大きく乖離する場合、調整表は定性的な情報

（専門委員会での意見）

- ・ 海外の開示実務も調査する必要があるが、例えば、会社単位で、全く異なる会計手法（例えば、為替の換算などについて）を採用していた場合や、管理している損益区分が異なっているような場合に、どのように調整情報を出せばよいのか。そもそもどのような調整情報を出せば適正な開示と認められるのかが理解できない。
- ・ 基本的には、FAS 第 131 号 / IFRS 第 8 号の I G に示されているような項目（セグメント間相殺消去、係争事件の解決による受取額、本社費用、連結に当たっての年金費用の修正額）程度が調整情報として想定されているのではないかと。
- ・ マネジメント・アプローチとは言いつつも、管理している損益区分は揃っているというような暗黙の了解のようなものがあるのか。
- ・ FAS 第 131 号 / IFRS 第 8 号では、それほど GAAP ベースと異なる情報が最高経営意思決定者の利用する情報として用いられていることが想定されているようにも思える。尤も日本企業でも、GAAP ベースと大きく異なる情報で管理していることはないと思っているが、「日々の」意思決定に用いている情報ということだと、違ってくることは考えられる。具体的には、管理対象の子会社の数を重要性のあるものに限定しているということもあり得るであろう。為替の管理まで各企業で同じような管理をしているのかというような点も含めて、マネジメント・アプローチの運用をどこまで厳格に要求すべきなのか。
- ・ 損益区分が揃っていない場合について、確かに利用者は営業利益ベースが望ましいのかもしれないが、こうした利用者の要求する情報は移り変わる。こうした点からすれば、特定の（損益）区分の開示を要求することは適当でない可能性がある。そのため、仮に事業セグメント毎に異なる損益区分による管理をしていたとしても、それをそのまま、企業の管理の実態として、開示する、ということだけでよいのではないかと。GAAP ベースと、最高経営意思決定者が利用している情報が、例えば、共通費の配賦の方法などで膨らんでいくことは考えられる。確かに調整項目は小さければ小さいにこしたことはないが、それよりも企業の管理の実態をそのまま開示し、どのような管理をしているから、調整項目がこれだけ大きくなっている、或いは小さくなっているということを説明すれば、少し極端な考え方もかもしれないが、どのような情報をセグメント情報として開示してもよいのではないかと考えている。

資産の指標が管理情報として用いられていない場合の取扱い

- ・ IFRS、SFAS と同様に事業セグメントの要件を満たすということによりよい。
- ・ IFRS と同様に資産情報の開示を義務化するか。 【論点 4】

（専門委員会での意見）

- ・ 資産を持ち過ぎているというような情報、資産を効率的に利用しているかという情報は、四半期毎に必要な点はあるものの、何らかの形で必要だと考える。
- ・ 現行基準で資産情報が開示されることを考えれば、資産情報がなくなったように受け取られるようなことは避けた方がよいのでは。
- ・ 資産情報は必須、という扱いには疑問を感じる。
- ・ 全ての企業に対して資産情報を出すように要求することは難しい。「セグメント・ベースで資産を管理していない」旨を開示することでどうか。

【論点 3】セグメント情報の開示上の括り方（報告セグメント）

集約基準の基本的な建て付け

- ・ IFRS、SFAS と同様に類似の経済的特徴等による集約や量的基準値により報告セグメントを決定するという建て付けによりよい。

類似の経済的特徴の判断基準

- ・ IFRS、SFAS と同様に「類似した長期平均総利益率が予測される」ことを例示するということによりよい。他の指標を例示すべきということはないか。
- ・ 更に詳細な取扱いは必要ないか他。

（専門委員会での意見）

- ・ 例えば成長性について、この判断は主観的なものであり、過去の情報から機械的に集約の判定を行うことは難しいのではないか。  
Ex) 益と損を平均して長期総利益率が同じだから類似の経済的特徴を有するというのはおかしい。また、経営者はそのよう視点で区分して見るようなことはない。投資家も経営者と同じような見方をするのは、
- ・ 一般的に企業は事業戦略、製造方法、ユーザ等で区分して経営管理を行うが、集約基準の段階でこれらとは異なる利益率、リスクなどを基準とすることには違和感がある。
- ・ 具体的に集約基準を定めれば、何かに該当せず集約できなくなるおそれがあるため、自由度を高くするためにも具体的に定めず、例示にとどめるべきではないか。

類似性の判断要素および判断基準

- ・ 判断要素及び判断基準は IFRS、SFAS と同様の取扱いによりよい。
- （判断要素は現行の日本基準と似ているが、判断基準は現行の日本基準が各要素を

総合的に考慮して判断することとなっているのに対し、IFRS、SFAS では全ての要素を満たす必要がある。）

量的基準

- ・ IFRS、SFAS と同様の取扱いでよいか。  
（カバー率が現行の日本基準では 50%以上であるのに対し IFRS、SFAS では 75%以上となっている。）

（専門委員会での意見）

- ・ 利用者の立場からは、開示されるセグメントがないのも不都合であるため、ある程度は量的な基準も必要。

量的基準をみたまないセグメントどうしの集約

- ・ IFRS、SFAS と同様に、一定の類似性の要件の下に集約を認めるということによいか。
- ・ また、一定の類似性の要件は、IFRS、SFAS と同様の取扱いでよいか。

報告セグメントの上限

- ・ IFRS、SFAS と同様に、報告セグメントの数が 10 を超える場合は実務の限界に到達したか否かを検討すべきであるとの記述を行うことによいか。

（専門委員会での意見）

- ・ 利用者の立場からは、多ければ多いほどよいというものではない、とする意見があった。
- ・ 商社などの事例で、現状でも 10 を超えるセグメントの開示があるのではないかと、という指摘があった

【論点 4】セグメント開示項目と開示数値の測定方法

一般情報として、IFRS、SFAS と同様にセグメント区分の方法及び各区分に属する主要製品または事業内容等の開示を求めることによいか。

損益及び資産・負債に関する情報について

- ・ IFRS と同様に利益、資産、負債<sup>1</sup>（最高経営意思決定者に提供されている場合に限る）を必須項目として開示を要求することによいか。
  - 利益については、現行の日本基準のように営業利益を基本にするような規定をすべきか。

<sup>1</sup> 米国 SFAS131 号では、負債の開示は要求されていない。

- 資産は CODM に提供されていないケースが考えられるが、必須項目とすること  
でよいか。

（専門委員会での意見）

- ・ 内部の事業部では必ずしも税前利益まで管理しているとは限らず、また情報の利用価値の観点からも営業利益を基本とする日本の取扱いが好ましい。
- ・ 仮に営業利益を基本とすることがマネジメント・アプローチの趣旨に反するということなら、調整表で営業利益との調整の開示も求めることとしてはどうか。

- ・ セグメント損益に関連するその他の項目について、IFRS と同様に開示を求めること  
でよいか。
- ・ セグメント資産に関連するその他の項目について、IFRS と同様に開示を求めること  
でよいか。

（専門委員会での意見）

- ・ その他項目について、CODM に提示されれば全て開示が強制されるというのは厳しいのでは。  
参考程度で提出しており、開示するレベルに達していないケースがある。

#### 測定（Measurement）について

- ・ 報告セグメントの各開示項目の金額について、以下のように IFRS と同様の扱いで  
よいか。
  - CODM に報告される金額であること
  - 連結修正・相殺消去・収益費用の配分は CODM に使用されるセグメント損益  
に含まれる場合にのみ、反映する。
  - CODM に使用される資産・負債のみ開示する。
  - セグメント損益、セグメント資産、セグメント負債に金額を配分する場合には、  
合理的な基準で配分されなければならない。
  - CODM が複数のセグメント損益・セグメント資産を使用している場合には、  
連結財務諸表上の対応する金額を測定する際に使用されるものと最も整合する  
測定原則によって測定されるものを開示する。
  - セグメント損益及びセグメント資産・負債に関する説明  
セグメント間取引の会計処理、セグメント別の数値と連結財務諸表数値との  
差異（税前損益、資産、負債）、損益測定方法の変更内容、不均整な配分

#### 調整項目について

IFRS と同様の調整項目（収益、税前損益、資産、負債、その他重要な項目）でよいか。

中間期間の情報について

IFRS と同様に、外部顧客及び内部向けの収益、損益、セグメントの分割基準及びその変更、損益に関する調整表、重要な変動があった場合の資産

(専門委員会での意見)

- ・ 中間期間に年度と同じ情報開示を求めるのは負担が重い、全くなくなると開示の後退になる。出す項目を絞って、中間期間においてもセグメント情報の開示を要求すべきである。

過去に報告した情報の修正再表示について

過年度について修正再表示を行わない現行の日本基準と同様の取扱いでよいか。

(専門委員会での意見)

- ・ 財務諸表利用者としては、現行の日本基準のように前期のセグメント情報を変更後のセグメンテーションの方法に作り直したものを当期に注記する等、変更の影響が分かるようにして欲しい。

以上